○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第２項に規定する任命権者が別に定める職員等の指定について

平成24年３月30日
道本務第5971号
／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年道条例第76号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第２項に規定する任命権者が別に定める職員及び附則第４項により読み替えて適用する北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年道条例第34号。以下「給与条例」という。）第12条の３第２項に規定する任命権者が必要があると認める職員を次のとおり指定し、平成24年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

１　平成24年改正条例附則第２項に係る職員

⑴　給与条例第12条の２第２項第１号から第３号までの級地に係る異動保障（平成24年改正条例による改正前の給与条例第12条の３の規定により地域手当が支給されることをいう。以下同じ。）を受けている職員

⑵　給与条例第12条の２第２項第４号の級地に係る異動保障を受けている職員のうち、給与条例第13条第４項の職員以外の地方公務員等であった者（北海道地方警察職員から引き続き職員以外の地方公務員等となった者（以下「道警本籍職員」という。）で引き続き給料表の適用を受ける職員となったものを除く。）

⑶　給与条例第12条の２第２項の地域手当の級地以外の地域で、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の規定による地域手当が支給される地域からの異動に係る異動保障を受けている職員

２　平成24年改正条例附則第４項により読み替えて適用する給与条例第12条の３第２項に係る職員

平成24年４月１日以降、給与条例第13条第４項の職員以外の地方公務員等であった者で、引き続き給料表の適用を受ける職員となったもの（道警本籍職員で引き続き給料表の適用を受ける職員となったものを除く。）